

## 議事要旨(1) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋専門研究員より、過年度遡及修正専門委員会における検討状況について、「検討の整理」の文案のうちの前回の委員会からの修正点を中心に説明が行われた。なお、本検討の整理等は、6月13日の公表議決を予定している旨の説明があった。

説明に対する委員等からの主な質問及び事務局からの回答は以下のとおりである。

- ・ 用語の定義のうち、本会計基準案の「会計基準等」に監査・保証実務委員会報告と業種別監査委員会報告が含まれている点について、例示としての記載であるため、削除してはどうかという意見があった。これに対し、別の委員からは、業種別の会計基準を ASBJ では取り扱っていないことや、実務上の誤りを正す性質のものもあるため、これを会計基準に含めておいた方がいいという意見等があった。
- ・ 遡及適用が実務上不可能な場合の取扱いについて、当期の期首時点において過去のすべての期間に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を測定することが実務上不可能な場合には、「実行可能な最も古い期間の期首時点」から将来にわたり新たな会計方針を適用することとなっているが、「実行可能な最も古い日付」とした方が、より早く新しい会計方針を適用できることになり、よいのではないかという意見があった。事務局からは、比較情報の年度内の首尾一貫性の問題や、海外の基準でも会計方針の変更を行った年度において第 2 四半期等からの変更を認めていないことを踏まえ、「期首時点」からとしているという説明があった。これに対し、委員からは、通常の会計方針の変更については年度の首尾一貫性が必要であるが、そもそも遡及適用が実務上不可能で、累積的な影響額が正しく計算できない例外的なケースについては、期首や四半期決算に関係なく、新しい会計方針が適用できる日付から将来にわたって適用すべきという意見があった。
- ・ 同一の期間に複数の会計方針の変更が行われた場合に変更の内容別の注記を求める取扱いは、海外の基準にはない定めであり、不要ではないかという意見があった。事務局からは、論点整理に対するコメントに対応したものであり、また、「実務上可能な範囲において」とすることで、実務にも配慮しているという説明があった。
- ・ 未適用の会計基準等に関する注記について、適用が数年後の場合もあるため、米国基準のように、当該会計基準等の適用に関する影響について検討中または影響が未知である場合にはその旨を記載するとする定めを設けてはどうかという意見があった。また、結論の背景にある定性的な注記例「損失が計上される可能性がある旨」は、かえって混乱を招くため不要ではないか、影響がプラスかマイナスか分かればよいので

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

はないかという意見があった。さらに、ここでの注記が監査対象となるのか、注記した影響額等と適用年度の実際の影響額が大きく乖離した場合には、誤謬となるのかという質問があった。

事務局からは、未適用の会計基準等の適用による影響は金額を算出できないケースが多いと思われるため、影響額ではなく「影響」としていることや、海外の実務と同様の注記を設ける趣旨の規定であるが、文言については指摘を踏まえ、再検討する旨の説明があった。また、本注記の内容についても当初の見積りが合理的であれば誤謬とはならないが、結果として見積り値とその結果にかい離が生じた場合には、当初に合理的な見積りが行われていたかどうかという点が、改めて確認されるということになるのではないかという回答があった。

- ・ 表示方法の変更に関する注記のうち、「組替えられた財務諸表の表示科目及び大区分項目の金額」については、会計方針の変更の注記と同様に、主な表示科目のみでよいのではないかという意見があった。
- ・ 設例のうち、会計方針の変更の注記例で、米国の実務でも段階利益等への影響しか記載していないため、売上原価への影響額まで記載しなくてもよいのではないかという意見があった。
- ・ 適用時期についてどのように考えているかコメント募集に記載した方がよいのではないかという意見があり、事務局からは、関連諸制度との関係整理が重要であるため、それを踏まえて適用時期を検討する旨を記載する旨の回答があった。
- ・ コメント募集の期限について、内容的に検討すべき事項が多いため、8月末よりも遅くしてはどうかという意見があり、事務局からは、9月中旬で検討する旨の回答があった。

以 上